

指定希少野生動植物に アカウミガメ（爬虫類）が 追加されました！

静岡県では、「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、希少野生動植物のうち特に保護が必要な種を『指定希少野生動植物』に指定しています。

平成26年4月1日から、新たに「アカウミガメ」(爬虫類)が追加指定されました。これによりアカウミガメの個体及び卵を捕獲、採取、殺傷又は損傷することは禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。



アカウミガメ（ウミガメ科）

絶滅危惧ⅠA類

【分 布】

県内海岸の砂浜

【生息環境】

海岸の砂浜（産卵場）と海洋

【生 態】

メスは5月～8月に数回、主に夜間に砂浜に上陸し、深い穴を掘って一度に80～140個程度の卵を産む。約2か月で孵化した幼体は海に戻る。

【形 態】

甲長65～100cm。甲は楕形で大きく、背面は赤褐色、腹面は淡黄色。幼体はともに黒褐色。他のウミガメに比べ頭部が大きい。

静岡県の希少な野生動植物を守り 次代に継承しましょう。

指定希少野生 動植物

これまでに、県内では植物7種が指定希少野生動植物として指定されています。

ホテイラン



ホテиаツモリソウ



タカネマンテマ



カイコバイモ



キンロバイ（ハクロバイを含む）



キバナノアツモリソウ



オオサクラソウ



希少野生動植物保護基本方針

- | | | |
|---------------------------------------|---|-----------|
| ①種の選定
②個体の取扱い
③生息地保護
④保護回復事業 | } | に関する基本事項等 |
|---------------------------------------|---|-----------|

●個体の保護(①種の選定、②個体の取扱い)

希少野生動植物 (絶滅のおそれのある野生動植物)

指定希少野生動植物 (H26年4月現在 8種を指定)

- 生きている個体(卵・種子)の捕獲等の禁止
- 違法捕獲個体(加工品)の譲渡等の禁止



罰則規定
1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

- 学術研究、繁殖目的のための捕獲等は許可が必要

特定希少野生動植物※

- 特定希少野生動植物事業の届出(市場流通を監視)

※特定希少野生動植物種 …… 指定希少野生動植物のうち、市場での流通を監視するため取扱事業者の登録を要する種。

●生息地等保護(③生息地保護) 生息地等の保護が必要な場合

生息地等保護区

監視地区 (届出：区域内の開発行為等)

管理地区 (許可：区域内の開発行為等)

立入制限地区 (繁殖期間等の立入制限)

●保護回復事業(④保護回復事業) 人為による維持・復元が必要な場合

県・市町・県民・事業者等による保護回復の取組推進

- | | |
|---------|-----------------------|
| ○県 | : 保護回復事業計画の策定と実施 |
| ○市町 | : 保護回復事業の実施 (確認) |
| ○県民・事業者 | : 保護回復事業の実施 (認定) |
| ○保護監視員 | : 指定種の密猟や生育状況・生育環境を監視 |

お問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話: 054-221-3332 / FAX: 054-221-3278

E-Mail: shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp



Shizuoka Prefecture

H26.4月